

発注情報詳細【総合評価一般競争入札(特別簡易型)】

1 契約番号	2026002759
2 件名	川崎病院医療機能再編整備改修空気調和設備その他その2工事
3 履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
4 履行期間 /履行日数	契約の日から令和10年11月30日まで
5 工事概要	川崎市立川崎病院の既設病院棟における各部門について、段階的に改修（約2,580㎡）を行う改修その2工事。 （1）既存病棟改修（B1、7～9、PH階） ア 空調工事 （ア）空気調和設備 （イ）換気設備 （ウ）排煙設備 （エ）自動制御設備 イ 衛生工事 （ア）衛生器具設備 （イ）給水設備 （ウ）排水設備 （エ）給湯設備 （オ）消火設備 （カ）医療ガス設備 ウ 撤去工事 ＜参考＞建物概要 主用途：総合病院等 階数：B1階、地上15階、PH1階 構造：SRC+S造 建築面積：5,891.62㎡ 延床面積：49,563.72㎡
6 総合評価落札方式の型式及び採用理由	本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（特別簡易型）を採用します。
7 一般競争入札参加資格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 （1）特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 （ア）川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

	(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (ウ) 次の a から c のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (オ) 本工事の他の特定 J V の構成員になっていないこと。 イ 特定 J V の代表者に必要な条件 (ア) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 (イ) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (ウ) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「18 注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例 2 号」という。）の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ウ 特定 J V の構成員 2 に必要な条件 (ア) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (イ) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (ウ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (エ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (オ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「18 注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。 (2) 単体企業の資格条件 上記（1）ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記（1）イ「特定 J V の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、（1）イ（イ）については一般建設業の許可でも可とし、（1）イ（ウ）については主任技術者でも可とします。												
8 入札の日程	<table> <tr> <td>令和 8 年 9 月 16 日（水）</td><td>入札公告</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 9 月 29 日（火）</td><td>特定 J V 新規登録申請締切</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 9 月 30 日（水）</td><td>入札参加申込締切</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 10 月 6 日（火）</td><td>設計図書類の取得</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 10 月 21 日（水）</td><td>入札書・技術資料等提出開始</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 11 月 2 日（月）</td><td>入札書・技術資料等提出締切</td></tr> </table>	令和 8 年 9 月 16 日（水）	入札公告	令和 8 年 9 月 29 日（火）	特定 J V 新規登録申請締切	令和 8 年 9 月 30 日（水）	入札参加申込締切	令和 8 年 10 月 6 日（火）	設計図書類の取得	令和 8 年 10 月 21 日（水）	入札書・技術資料等提出開始	令和 8 年 11 月 2 日（月）	入札書・技術資料等提出締切
令和 8 年 9 月 16 日（水）	入札公告												
令和 8 年 9 月 29 日（火）	特定 J V 新規登録申請締切												
令和 8 年 9 月 30 日（水）	入札参加申込締切												
令和 8 年 10 月 6 日（火）	設計図書類の取得												
令和 8 年 10 月 21 日（水）	入札書・技術資料等提出開始												
令和 8 年 11 月 2 日（月）	入札書・技術資料等提出締切												

	令和 8 年 1 1 月 9 日（月） 開札予定日 令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火） 落札者決定、結果公表（※予定） ※ 低入札価格調査を行う場合又は積算疑義申立てがあった場合、落札者の決定及び結果公表は標記日程より遅くなります。
9 特定 J V 新規登録申請	特定 J V は、次の手続きが必要となります。 （1）登録申請 <u>入札参加申込締切日の前日まで</u>に、特定 J V 新規登録申請を行ってください。 本工事の特定 J V 新規登録申請は、申込場所への「特定共同企業体新規登録申請書（2 J V 用）（病院局所定の様式）」の提出により行います。※ 電子申請はできません。 （2）特定共同企業体新規登録申請書等の提出（「病院局ホームページに掲げる様式を使用） 「病院局ホームページ」に掲げる「特定共同企業体新規登録申請書（2 J V 用）（病院局所定の様式）」を、提出期間内に申込場所に提出してください。 <u>提出期間：「入札公告」の公表日から申込締切日前日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時</u> （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） （3）申請受付 特定 J V 登録申請日の翌日に、登録した特定 J V 代表者の令和 7 ・ 8 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、特定 J V としての業者番号が記載された「J V 登録完了通知」を送信します。 （4）参加申込時の注意点 下記 10 のとおり、入札参加申込を行ってください。入札参加申込は、特定 J V としての業者番号を使用してください。J V 登録完了通知に記載されている業者番号以外で入札参加申込を行ったものは無効となる場合がありますので御注意ください。 （5）共同企業体協定書及び委任状（2 J V 用）（病院局所定の様式）（「病院局ホームページ」に掲げる様式を使用） 次の期間内に、申込場所に提出してください。 <u>提出期間：「入札公告」の公表日から申込締切日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時</u> （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ※ 上記（2）と同時提出することが可能です。
10 入札参加申込書等の提出方法・期間・必要な書類	※ <u>特定 J V については、入札参加申込締切日の前日までに上記 9 の特定 J V 新規登録申請がされていない場合、参加申込ができません。</u> 申込提出場所に提出する書類 （1）一般競争入札参加申込書（病院局所定の様式） ※ なお、特定 J V の場合は、「住所」欄は「特定 J V の所在地」、「商号又は名称」欄は「特定 J V の名称」、「代表者職氏名」欄は「特定 J V 代表者の代表者職氏名」を記載してください。 ※ 特定 J V の場合は、上記 9（2）（5）と同時の提出を可とします。同時に提出する場合、一般競争入札参加申込書の業者番号は、空欄として提出してください。 （2）建設業退職金共済制度加入が確認できる書類 ※ 特定 J V の場合は、下記に該当する各構成員分 7（1）ア（ウ）a に該当する場合は、「不要」 7（1）ア（ウ）b に該当する場合は、「有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」 7（1）ア（ウ）c に該当する場合は、「建設業退職金共済加入履行証明書」 （※過去 3 か月以内に証明を受けたものに限る。）

	提出期間：「入札公告」の公表日から申請申込締切日の午前８時３０分～午後５時 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
11 設計図書類	設計図書類の取得 本工事は、設計図書の電子化実施対象案件です。<u>設計図書については、令和８年１０月６日までに確認通知書とともに、令和７・８年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスへ送付します。</u> <u>当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和８年１０月６日の午前９時から午後４時まで（ただし、午前１２時から午後１時を除く。）の間に財政局資産管理部契約課（建築契約係）に確認通知書及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。</u>
12 入札手続等	入札書、積算内訳書及び総合評価落札方式評価項目算定資料（以下「算定資料」という。）の提出は郵便により提出してください。 <u>この際、以下の書類も併せて提出してください。</u> ・下請契約に関する誓約書（第３号様式） 「下請契約に関する誓約書（第３号様式）」（病院局所定の様式）を提出してください。 ※ 本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負代金の額の合計が５，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上となることは、法令上認められていません。 ※ 特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。 (１) 郵送方法等 期日（令和８年１１月２日（月））までに到着するように病院局指定の方法で送付してください。 ※ 詳細は「病院局郵便入札実施要綱」及び「請負工事に係る郵便による入札の実施について（確認通知書に添付）」を御覧ください。 また、送付後に財政局契約課建築契約係（電話：０４４（２００）２１００）に郵送提出した旨の連絡をお願いします。 送付先 〒２１０－８５７７ 川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係 ※ 封筒には「工事件名」及び「総合評価落札方式評価項目算定資料及び入札書在中」と大きく書いてください。 ※ 持参による提出は認めません。 (２) 算定資料について 発注情報詳細別表１「総合評価落札方式評価項目算定資料」のとおり。 「算定資料」の様式は「病院局ホームページ」から取得できます。 (３) 提出された「算定資料」は返却しません。 ※ 「病院局総合評価一般競争入札実施要綱」及び「病院局総合評価落札方式のガイドライン」の一部を改正し、「配置予定技術者の同種工事の施工経験」について、評価対象にできる従事工事期間及び評価対象となる同種工事の設定方法の見直しを行っておりますので御注意ください。
13 開札予定日時及び場所	(１) 開札予定日時 令和８年１１月９日（月）午前１０時 (２) 開札場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課建築契約係

14 総合評価点の算出方法	予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、次の算式によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。 $\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$ ※ 小数点第5位以下切捨て ※ ただし、調査基準価格（税抜）未満の金額で入札した者については、入札価格を調査基準価格（税抜）に置き換えた次の式により総合評価点を算出します。 $\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{調査基準価格（税抜）}) \times 100,000,000$ ※ 小数点第5位以下切捨て
15 価格失格基準の設定	「有」 ※ 落札候補者の入札価格が調査基準価格（税抜）を下回る場合において、積算内訳書に記載された積算額が価格失格基準のいずれかを下回った場合は、当該落札候補者を失格とします。
16 落札候補者が提出する書類	(1) 特定JVの構成員の「配置予定技術者届（共同企業体構成員用）（病院局所定の様式）」 ※ 特定JVの場合のみ提出してください。 (2) 特定JVの構成員の配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類 ※ 特定JVの場合のみ提出してください。 (3) 配置予定技術者届（監理技術者補佐用）（病院局所定の様式） ※ 特定JVの代表者及び単体企業が、監理技術者（専任特例2号）を配置予定の場合のみ提出してください。 (4) 配置予定監理技術者補佐の資格及び雇用関係を確認できる書類 ※ 特定JVの代表者及び単体企業が、監理技術者（専任特例2号）を配置予定の場合のみ提出してください。 (5) 類似工事施工等実績確認（申請）書 ※ (1)～(4)は、20 契約事務担当に記載のメールアドレス宛てに送付してください。 ※ (1)～(5)は、必要な案件のみ提出してください。 ※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「営業所における専任技術者証明書」の提出を求める場合があります。 ※ 契約事務担当において、本工事に係る建設業許可又は経営事項審査結果が確認できない場合は、本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類や有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（直近のものに限る。）の提出を求める場合があります。
17 契約手続等	次により契約を締結します。 (1) 契約書の作成 要 (2) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市病院局会計規程第7条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。 なお、低入札価格調査を行った契約については、契約保証金10%を30%に加増します。

	(3) 前払金 有 中間前払金の適用については、「川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程、病院局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則（工事請負契約約款第67条）に基づく、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を設定します（前払金は会計年度毎の請求となり、前払金の額は各会計年度の出来高予定額に応じた額となります。）。 また、前払金の請求及び支払いについては、現場着手以降になります。
18 注意事項	(1) 「川崎市病院局入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」及び「川崎市病院局競争入札参加者心得」も併せて御確認ください。 (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。 (3) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約（公契約）に該当します。 特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 特定工事請負契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際は十分に御注意ください。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市病院局契約規程及び「病院局『特定工事請負契約』及び『特定業務委託契約』に関する手引」を御確認ください。 (4) 本工事は、余裕期間制度の対象案件です。 余裕期間：契約日～令和9年5月5日（発注者指定方式） 上記7（1）イ（ウ）、7（1）ウ（オ）及び配置予定技術者に係る同種工事の施工実績（6－1号様式）注9の記載に関わらず、余裕期間内は主任技術者又は監理技術者の配置は必要ありません。ただし、配置予定技術者が他の工事に従事している場合、落札候補者となった日において、余裕期間内に他の工事の従事期間が終了する予定であることの確認を要します。 ※ 余裕期間制度については、下記を御覧ください。 URL: https://www.city.kawasaki.jp/jigyuu/category/78-34-13-0-0-0-0-0-0-0.html (5) 本工事は、入札時積算数量書活用方式試行実施の対象工事です。 入札参加者が入札時積算数量書を活用することにより、積算の効率化を図ることや工事請負契約締結後において、積算数量に疑義がある場合に受発注者間の協議を行うことができます。 入札時積算数量書活用方式については下記を御覧ください。 URL: https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000185325.html (6) 本工事の現場着手日は、同時期に発注する「川崎病院医療機能再編整備改修その2工事」及び「川崎病院医療機能再編整備改修電気設備その他その2工事」（以下、「関連工事」という。）と同日を予定しています。 (7) 関連工事の落札者が決定していない場合、本工事の現場着手日は後ろ倒しとなる場合があります。なお、この場合、関連工事の落札者が決定する時期まで、余裕期間を延長する等の対応を行います。

19 工事担当課 （積算内容の閲覧場所及び疑義申立て先）	病院局経営企画室（窓口：まちづくり局施設整備部川崎病院等整備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎19階）） 電話：044（200）2975 メール：50kawabyo@city.kawasaki.jp
20 契約事務担当	財政局資産管理部契約課 窓口・郵便宛先：〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階 電話：044（200）2100（建築契約係） FAX：044（200）9901 メールアドレス：23keiyak@city.kawasaki.jp

別表 1
「総合評価落札方式評価項目算定資料」

分 類	評価項目	提出書類	確認資料
評価項目算定資料書		第 3 号様式	
評価項目に対する配点 及び自己採点表		第 3 号様式（別紙）	
企業の施工実績	同種工事の施工実績 （過去 1 5 年間）	第 5 号様式	施工実績を証明する書類 （例：契約書の写し、コ リンズ登録内容確認書の写し 等）
	過去 5 年度における本市優良事業者 表彰の受賞の有無	第 7－1 号様式	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 （過去 1 5 年間）	第 6－1 号様式	施工経験を証明する書類 （例：コリンズ登録内容確 認書の写し等）
企業の信頼性・社会性	I S O 9001又は14001の取得状況	第 7－1 号様式	川崎市内に本社又は事業所 がない事業者については、 主観評価項目の登録に必要 な書類（主観評価項目実施 要綱・要領を参照）
	障害者の雇用状況		
	男女共同参画（行動計画策定）		
	官公需適格組合であること		官公需適格組合であることを 証明する書類（例：官公 需適格組合証明書等）
	建設キャリアアップシステム（C C U S）の登録状況	第 7－5 号様式	建設キャリアアップシステ ムに事業者登録をしている ことが確認できる書類 （詳細は第 7－5 号様式を 参照）
企業の地域貢献度	災害時における本市との協力体制 （災害協定）	第 7－1 号様式	川崎市内に本社又は事業所 がない事業者については、 主観評価項目の登録に必要 な書類（主観評価項目実施 要綱・要領を参照）
	災害時における本市との協力体制 （防災協力事業所）		
担い手育成	若手・女性配置予定技術者の配置	第 6－1 号様式	

川崎市入札契約に関する共通事項（工事・病院局・総合評価一般競争入札）

川崎市病院局競争入札参加者心得及び各案件の発注情報詳細に定める入札参加資格等のほかに、次のとおり入札契約に必要な共通事項を定めます。

1 入札参加資格

一般競争入札参加資格については、「発注情報詳細」において明示します。

2 入札参加申込書等の提出方法・期間

（1）提出方法

一般競争入札参加申込書（病院局所定の様式）及び下記3の書類は、次の場所に提出してください。なお、これらの書類の郵送での提出は認めません。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

（2）提出期間

「入札公告」の公表日から申請申込締切日まで。

（開庁時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午前12時から午後1時を除く。）

※共同企業体による入札参加申込については、上記によらず、「発注情報詳細」において明示する手続きによるものとします。

3 入札参加申込を行う時に必要な書類

入札参加申込を行う時に必要な書類については、「発注情報詳細」において明示します。

4 設計図書類について

設計図書類の入手方法については、「発注情報詳細」において明示します。

5 一般競争入札参加資格の喪失

「発注情報詳細」に記載している「一般競争入札参加資格」の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3の書類を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、確認通知書に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札書、積算内訳書及び総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

郵便入札によります。詳細は「病院局郵便入札実施要綱」及び「請負工事に係る郵便による入札の実施について（確認通知書に添付）」を御覧ください。

また、入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札、再度入札の際に入札書（確認通知書に添付）と同封してください。

積算内訳書の様式は確認通知書と合わせてメール又は FAX にて送付します。

(2) 入札予定日時

「発注情報詳細」において明示します。

(3) 入札書送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(4) 開 札 場 所 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

9 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点について

総合評価落札方式評価項目算定資料3号別紙「評価項目に対する配点及び自己採点表（以下「配点表」という。）」のとおり

(2) 技術評価点の算出について

ア 本工事の入札参加資格を満たし、且つ提出された「算定資料」において評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。

加算点 = (入札参加者の得点合計 / 評価項目の配点合計) × 設定加算点

※小数点第5位以下切捨て

技術評価点 = 標準点 + 加算点

(3) 共同企業体の評価について

共同企業体での申請における各評価項目の評価は、共同企業体の代表者を対象に行うものとします。ただし、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」の「企業の信頼性・社会性」の「官公需適格組合であること」及び「企業の地域貢献度」の「共同企業体における市内中小事業者の構成」を評価項目としている案件については、共同企業体の構成員（代表者を含む）を対象に評価を行うものとします。

(4) 配置予定技術者の実績について

配置予定技術者に係る同種工事の施工実績（6－1号様式）について、評価対象とするためには、「同種工事の条件」において「工種等指定の有無」が「有」の場合は、条件に記載された同種工事の施工期間中（別途期間が指定されている場合は当該期間）に当該工事に従事していることが必要です。

また、「工種等指定の有無」が「無」の場合は、条件に記載された同種工事の契約工期の半分以上を超過する期間、当該工事に従事していることが必要です。ただし、余裕期間を設定している場合の工事は、実工期の半分以上を超過して従事していることが必要です。

(5) 審査方法について

審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

(1) 総合評価点の算出方法

総合評価点の算出方法については、「発注情報詳細」において明示します。

(2) 価格失格基準について

価格失格基準の設定の有無については、「発注情報詳細」において明示します。

(3) 落札者の決定

当該落札候補者について入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

※調査基準価格及び価格失格基準については、入札情報かわさきに掲げている「病院局建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(4) 類似工事施工等実績確認（申請）書等の提出 ※「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件のみ提出

入札参加資格において、「類似工事施工等実績」を参加資格としている案件については、落札候補者は類似工事施工等実績確認（申請）書の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者は、「類似工事施工等実績確認（申請）書」（病院局ホームページの「類似工事施工等実績確認（申請）書」から取得してください。）と工事实績を確認できる書類を「発注情報詳細」に記載の工事担当課に提出し、確認を受けてください。工事实績を確認できる書類としては、「発注情報詳細」の「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たす事項を確認することができる契約履行証明書、契約書・協定書・設計書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）・コリンズ登録データ（竣工時データ）等が必要となります。

なお、これらの書類においては、「発注情報詳細」の「一般競争入札参加資格」に記載の類似工事实績の条件を満たしていることだけでなく、受注から完工までを確認できることが必要です。

※ 総合評価落札方式では、評価項目算定資料の加点実績と、入札参加資格としての類似工事实績とを審査段階ごとに確認しておりますが、評価項目算定資料として提出した加点実績が入札参加資格としての類似工事实績を満たしているものである場合、落札候補者となった段階において類似工事实績の提出を省略できることといたします。評価項目算定資料として提出した加点実績が入札参加資格としての類似工事实績を満たしていない場合は、落札候補者となった段階で類似工事实績の提出を求めます。

（５）共同企業体の構成員の配置予定技術者届等の提出（※共同企業体の場合に限る）

落札候補者は共同企業体の代表者以外の構成員の配置予定技術者に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、「発注情報詳細」の契約事務担当に次の書類を翌日正午までに提出してください。

ア 構成員の配置予定技術者届

「配置予定技術者届（共同企業体構成員用）」（病院局所定の様式）

イ 構成員の配置予定主任技術者の１、２級の技術検定合格証明書等の写し、又は建設業法第７条第２号イ、ロ、ハのいずれかの条件を満たす主任技術者経歴証明書（病院局所定の様式）。

ウ 構成員の配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類

エ 構成員の営業所における専任技術者証明書

※技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合のみ提出。

（６）監理技術者補佐の配置予定技術者届等の提出（※建設業法第２６条第３項ただし書及び同項第２号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例２号」という。）の監理技術者を配置予定の場合に限る）

落札候補者は配置予定監理技術者補佐に係る書類の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡しま

す。落札候補者におかれては、「発注情報詳細」の契約事務担当に次の書類を翌日正午までに提出してください。

ア 配置予定監理技術者補佐の配置予定技術者届

「配置予定技術者届（監理技術者補佐用）」（病院局所定の様式）

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

※ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類

※ 監理技術者（専任特例２号）を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 監理技術者（専任特例２号）が２現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

（７）入札の無効

ア 川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 「算定資料」及び積算内訳書の提出がない者又は不備がある者の入札はこれを無効とします。

※ 令和７年１２月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下、「入契法」という。）の改正に伴い、入札時に提出いただく積算内訳書に、改正入契法で定められた「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（※）（以下、「労務費等」という。）」の内訳の記載が必要になりましたので御注意ください。

なお、入札時に提出いただく積算内訳書に、労務費等の内訳が不記載である場合は、改正入契法の趣旨を踏まえ、当該入札を「無効」として取り扱う場合があります。詳細は、令和８年３月６日付「入札時に提出する積算内訳書への労務費等の内訳の記載について」を御覧ください。

（※） 「当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」とは、「法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金」と定められています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和６年国土交通省令第１０５号）第１条）。

※ 「簡易型」における提案書作成時等の注意点と提案における「評価しない」「無効」の取扱いについては、「川崎市病院局総合評価落札方式のガイドライン」を御覧ください。

ウ 「算定資料」による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあつた者の入札はこれを無効とします。（技術評価点は計算せず、落札者としません。）

（８）設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て

設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、「発注情報詳細」に記載の「工事担当課」を御覧ください。

※積算疑義申立て制度の詳細については、病院局ホームページ「病院局入札情報」の「病院局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

(9) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、病院局ホームページにて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に所定の様式（様式第9号）により照会することができます。

1 1 加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応

- (1) 本工事の請負人が技術評価点において加算点を得た評価項目の一部又は全部について、工事の完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場合には、工事成績評定点の減点対象とします。
- (2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。
- (3) 入札参加者が提出した「算定資料」に虚偽の記載等が明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

1 2 契約手続等

「発注情報詳細」を参照してください。

- ※ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、「発注情報詳細」に記載の工事担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書を提出すること。

1 3 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

1 4 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市病院局契約規程、病院局が発注する建設工事における一般競争入札の実施に関する要綱及び川崎市病院局競争入札参加者心得等の定めるところによ

ります。これらは、病院局ホームページ「病院局入札情報」内の「規程・約款など」等で閲覧できます。

(3) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。

(4) 「病院局所定の様式」と記載のあるものは、病院局ホームページ「病院局入札情報」内の「各種様式類」から、所定の様式をダウンロードすることができます。

(5) 週休2日制確保モデル工事の試行対象又は週休2日確保工事の対象に該当するかについては、個別案件の仕様書を御確認ください。

※ 「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領」又は「川崎市週休2日確保工事実施要領」については、下記を御覧ください。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000105342.html>

(6) 参考資料として「【参考資料】積算入力データリスト」を添付している工事設計書の場合、「登録単価」は市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、工事設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

(7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。